

第 78 号 議 案

和解及び損害賠償の額の決定について

当事者 甲 東京都千代田区 法人

当事者 乙 長崎県

甲及び乙は、乙の職員が、令和 6 年 2 月 1 日、長崎市岩見町の店舗駐車場において、資材運搬車を運転中、駐車場所を探すことに気を取られ、上方の安全確認不足により屋上駐車場出入口に設置された甲が所有する看板に衝突して損害を与えた事案（以下「本件事案」という）について、次の条項により和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

第 1 条 本件事案に係る賠償額は、金4,444,000円とする。（うち保険負担となる金1,000,000円を除いた金3,444,000円が県費負担）

第 2 条 甲及び乙は、本件事案については、前条の賠償額の支払いによって全てを解決し、他に何らの債権債務のないことを確認する。

令 和 6 年 6 月 17 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第 1 項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。